

平成16年(ネ)第2179号独占禁止法違反行為に対する差止請求控訴事件

控訴人 エアポートプレスサービス株式会社

被控訴人 関西国際空港新聞販売株式会社 外5名

準備書面(4)

平成17年4月22日

大阪高等裁判所第2民事部4係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 池 上 徹

同 弁護士 岡 野 英 雄

同 弁護士 布 施 裕

同 弁護士 宮 永 堯 史

同 弁護士 宮 野 皓 次

第1 被控訴人関空販社における会計処理システム等について

1 被控訴人関空販社におけるシステムと決算書作成会計ソフトの分断

被控訴人関空販社準備書面(2)において、被控訴人関空販社におけるコンピューターシステムの変更処理の都合上、「新聞売上高(1)」を「受託料収入」に変更できなかったと主張するが、そもそも、被控訴人関空販社においては、決算書の作成を行っていない。決算書の作成は、被控訴人関空販社提出書類によると、顧問で

ある西田典男税理士事務所が作成している。

つまり、被控訴人関空販社におけるコンピューターシステムの変更と、決算書作成を依頼している西田典男税理士事務所の財務ソフトとは全く関係なく、「新聞売上高(1)」から「受託料収入」への変更は、被控訴人関空販社におけるコンピューターシステムの変更とは関係なく、西田典男税理士事務所においていつでも可能であった(甲第50号証)。

準備書面(2)における被控訴人関空販社においてのコンピューターシステムの変更処理と決算書作成を依頼している西田典男税理士事務所の財務ソフトがあたかも一体として機能していることを前提に、変更処理の都合上、「新聞売上高(1)」を「受託料収入」に変更できなかったという主張は、控訴人のみならず、裁判官をも欺く虚偽の主張であり、即刻取り下げべきである。

2 決算書上の勘定科目が事業活動の実態を表すか否か

会計・税務上、一般的に事業活動に応じた勘定科目を使用することが望ましいとされているが、必ずしも事業活動に即した勘定科目を使用すべきという規定はない。

被控訴人関空販社準備書面(2)においては、延々と勘定科目の説明をしているが、勘定科目を「受託料収入」に変えたからといって、そのことをもって、事業活動が受託業務であるとはいえない。

被控訴人関空販社の事業活動が受託業務でないとの控訴人の主張は後述する。

3 会計処理の基礎知識

通常、会社における会計処理は、ほぼ100%、複式簿記による処理が義務づけられている。

複式簿記とは、伝票記載の際に、たとえば、売掛金100万円を計上するとするならば、必ず、相手科目(売上等)も100万円が計上されなければならない、売掛金100万円だけを計上するということは不可能である。

<参考仕訳>

借 方		貸 方	
金額	勘定科目	勘定科目	金額
100万円	売掛金	売上高	100万円
100万円	合計	合計	100万円

※ このように、借方の合計額と貸方の合計額は必ず一致し、以下のように借方のみの仕訳はありえない。

借 方		貸 方	
金額	勘定科目	勘定科目	金額
100万円	売掛金		
100万円	合計		

4 営業報告について

会社では、事業年度終了後に、当該事業年度の業績等を株主総会に報告する義務がある。その際、決算書及び営業報告書を書面にて株主に交付し、代表取締役が当該事業年度の営業実績につき口頭で説明するのが一般的であり、その内容は、概ね営業報告書記載の内容であることが多い。

第2 被控訴人関空社が全国紙5紙を販売している証左

- 1 被控訴人関空社の取締役会議事録（平成9年2月27日開催）報告事項③には、『スカンジナビア航空（SAS）……新聞約120千円……の売上減となる。』と記載がある（甲第46号証）。

納入及び集金代行業務を主たる業務であると主張する被控訴人関空社の取締役会において、航空会社（SAS）に対する新聞売上げの減少が報告事項となりえる

のか。

さらには、本来、最優先での報告事項であるべき受託業務及び受託料収入についての記載は、まったく見受けられない。

被控訴人関空販社が、定款変更後も、全国紙5紙の販売を行っていることは明白である。

2 被控訴人関空販社の取締役会議事録（平成14年7月26日開催）報告事項1）には、7月度臨時便における新聞搭載部数の増減が記載されている。また、同じく、2）には、7月度定期便、新設・増便・増積み込み状況として、各航空会社に対する搭載部数の状況が報告事項として記載されている（甲第47号証）。

3 被控訴人関空販社第10期決算報告書（平成14年4月1日～平成15年3月31日）中、営業報告書 1 営業の概況 (1)営業の経過及び成果には、
(ア) 『この様な状況のもと、……新聞搭載部数は……その結果、当期の業績として……年間総売上高が前期比9.2%減の541,706千円となりました。』

(イ) 『新聞売上高は、前期比10.4%減の343,297千円……』

との記載がある（甲第48号証）。

被控訴人関空販社が、全国紙5紙の販売を行っておらず、仕分け・配送・集金代行業務のみを行っているとの主張が真っ赤な嘘であることは明白である。

さらには、同じく営業報告書 2 会社の概況（平成15年3月31日現在）中、(1)主な事業内容は、『航空機及び空港島内売店への新聞・雑誌の配送、販売及びこれに関連する業務』との記載があるが、被控訴人関空販社が頑として譲らない「集金代行業務」の記載はない。

どのような詭弁も策しても、被控訴人関空販社が全国紙5紙の販売を行っているという事実を隠しとおすことは無理である。

4 被控訴人関空販社第7期（平成11年4月1日～平成12年3月31日）決算報告書（甲第49号証）における証左

- (1) 営業報告書には、『平成十一年度の新聞売上高は375,541千円……』との記載がある。
- (2) また、準備書面(2)第1, 2において、『即ち、定款変更後の平成8年7月以降、被控訴人関空販社は、全国紙5紙について即売各社からその仕訳、包装、配送及び代金回収等の業務を受託しているにすぎない。全国紙5紙の販売は、あくまでも、被控訴人株式会社新販、同株式会社大読社、同関西地区新聞即売株式会社、同株式会社近販、同日経大阪即売株式会社の5社がそれぞれ直接に行っているのであって、被控訴人関空販社は一切行っていないのである』とも主張する。

しかるに、平成12年3月頃、売掛金内訳の筆頭は、日航商事株式会社、金額は44百万円である。

なるほど、被控訴人関空販社が主張するように、請求を被控訴人関空販社に一本化する都合上、同社の売掛金として記載することも、あながち不適切とはいえない（適切な会計処理については、後記(3)本来あるべき仕訳・経理処理参照）。

しかしながら、日航商事株式会社に対する売掛金は実質的には、即売5社の売掛金であり、被控訴人関空販社が主張するように、同社は集金業務を代行しているだけであるというならば、売掛金同等額の「預り金等」負債科目が計上されていなければならないが、決算書のどこにも売掛金同等額の負債科目は計上されていない。

上記第1 3 会計処理の基礎知識による複式簿記で仕訳を切るなら、次のようになるはずである。

借 方		貸 方	
金額	勘定科目	勘定科目	金額
44百万円	売掛金	預り金等負債科目	44百万円

売掛金同等額の負債科目がないということから、実際の仕訳・経理処理は次のように行われたと考えるしかない。

借 方		貸 方	
金額	勘定科目	勘定科目	金額
4 4 百万円	売掛金	売上高	4 4 百万円

売掛金同等額の「預り金等」負債科目が計上されていないということは、被控訴人関空販社が全国紙 5 紙の販売を行っていることを如実に物語るものである。

(3) 本来あるべき仕訳・経理処理

請求書の発行を被控訴人関空販社に統一したとしても、同社の役割は即売 5 社の集金代行であるので、請求書を発行したとしても、その請求書・売掛金は、被控訴人関空販社に帰属するものではないため、被控訴人関空販社においては、何ら経理処理されるべきではない。

入金があった時点で、たとえば、4 4 百万円の入金として仕訳を示せば、

借 方		貸 方	
金額	勘定科目	勘定科目	金額
4 4 百万円	預金	預り金等	4 4 百万円

となる。

さらには、第 7 期決算書における売掛金 8 9, 3 5 3, 8 5 5 円に対し、法人税法規定の貸倒引当金を設定している。

売掛金に貸倒引当金を設定しているということは、その売掛金が、実質的に、被控訴人関空販社に帰属することを税務当局に表明していることに他ならない。

つまり、被控訴人関空販社は、全国紙 5 紙を販売しているということである。

第 3 乙ア第 6 号証「受託料収入の処理について」に対して

資料⑨における「受託料収入」の算定基礎を示す資料を添付しているが、訴訟における自らの主張に沿うように資料等を揃えたという疑念を禁じえない。

黒塗りだらけの資料⑨中、「科目コード4111新聞売上高」「科目コード4112新聞売上高」に全国紙5紙の売上を振り替えている可能性、あるいは、訴訟中であることから、平成15年4月開始事業年度のみ自らの主張に沿う事業実態に変更している可能性がある。

どちらにしても、定款変更後も全国紙5紙を販売していたという事実は、上記第2をみれば明らかである。